

佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会会議運営規程について

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は原則公開とする。

- 2 議長は、迅速かつ効率的に会議を運営することに努めなければならない。
- 3 委員は会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の運営)

第3条 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

- 2 議長が必要と認めたときは、学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会議において、資料等を配布するときは議長の許可を得なければならない。

(会議の進行)

第4条 会議の議事は、出席委員の大方の賛同をもって進行する。

(傍聴)

第5条 会議は傍聴することができる。

- 2 会議の傍聴については、議長が別に定める。

(会議録)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催した日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要と認めた事項

(会議録などの公開)

第7条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

- 2 前項の公開については、議長が定める方法により行うものとする。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って別に定める。

附則

この規程は、平成20年7月17日から施行する。